

事例 38 保護林の区域拡張及び保全利用地区の追加設定

(中部森林管理局)



- 長野県北佐久郡軽井沢町
長倉山国有林
 - 保護林近景
- (令和 6(2024)年 7 月)

東信森林管理署管内に所在する浅間山の南麓部では、天明 3(1783)年の大規模な噴火により特異な地形が生まれ、ウラジロモミ、ダケカンバ等からなる天然林やレンゲツツジ等の高山植物群落が見られることから、中部森林管理局は、これらの植物群落を一体的に保護するため、昭和 50(1975)年前後に複数の保護林を設定しました。また、平成 29(2017)年にはこれらの保護林を再編し、生物群集保護林の保存地区*¹に設定しました。

同局では、保存地区の東側に主要な国道が隣接し観光客の想定外の入込みが生じかねないことなどを踏まえ、令和 5(2023)年に保護林管理委員会による現地検討を行いました。この検討を踏まえ、保存地区に外部からの影響が直接及ばない緩衝帯としての効果を発揮させることを目的に、新たに保全利用地区*²(約 97ha)を追加設定した地域管理経営計画を令和 6(2024)年 3 月に策定しました。

引き続き、生物多様性保全に資する地域固有の生物群集の保護・管理を適切に行っていきます。

* 1 … 自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域。

* 2 … 保存地区に外部からの影響が及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域。天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができる。